

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から同年3月まで

会社を退職した昭和42年3月に国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料については、母が自分の分と合わせて3か月に1回納付してくれていた。

申立期間について、母は納付済みとなっているのに、私は未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、A市区町村の被保険者名簿及び申立人が所持している国民年金保険料領収証書から、納付年月日が確認できる昭和42年7月から44年6月までの期間及び47年4月から48年3月までの期間について、申立人と母親の納付年月日は同一日（3か月ごと）であることが確認できることから、母親と一緒に納付してくれていたとする申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、申立期間の前後を通じて申立人の生活状況等に大きな変化が見られない上、一緒に納付していたとする申立人の母親は、申立期間を含む国民年金加入期間について、未納期間は存在せず、申立人の申立期間に係る国民年金保険料のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月から60年3月まで

私は結婚するまで国民年金に加入していなかったが、昭和60年5月に結婚した際、すぐに義父がA市区町村役場担当窓口において、私の国民年金の加入手続をしてくれた。その時、義父から、私の未納であった国民年金保険料をさかのぼって一括納付したという話を聞いている。

加入後は、義父が、義父、義母、夫と私の4人分の国民年金保険料を納付してくれていた。

申立期間について、未納であることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A市区町村が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立てどおり、申立人が結婚した昭和60年5月に払い出されていることが確認できる。

また、申立人は、申立人、義父、義母及び申立人の夫の国民年金保険料をすべて義父が納付していたと主張しているところ、義父母は制度発足当初から、申立人の夫は20歳から、国民年金に加入するとともに、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の義父の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人の義父が申立人の国民年金加入手続を行った際に、申立人の未納分の国民年金保険料をさかのぼって一括納付した旨の説明を受けたとする申立人の記憶は、鮮明かつ具体的である上、当該時点で、申立期間のうち、昭和58年4月から60年3月までの国民年金保険料については、さかのぼって過年度納付することは可能である。

一方、申立期間のうち、昭和56年2月から58年3月までの期間については、時効により納付できない期間となる上、申立人の義父が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から60年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月2日から41年12月1日まで
社会保険事務所に年金裁定請求のため出向いた際、A社B工場における厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされていることを知った。

私は、脱退手当金の支給申請を行っておらず受給もしていない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1年5か月後の昭和43年5月17日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和41年12月16日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は、申立てに係る事業所を退職後、昭和42年7月の20歳到達時に国民年金に加入し、その後、46年3月まで未納期間は無いことを踏まえると、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月1日から50年7月ころまで
社会保険事務所に年金記録の確認をしたところ、A社における私の厚生年金保険加入記録は、昭和48年4月1日で資格喪失となっていた。
私は、申立事業所に昭和50年7月ころまで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の申立人の同僚及び経理担当者から事情を聴取したが、申立人の申立事業所における勤務期間についての具体的な供述は得られない。

また、社会保険事務所が保管する被保険者原票において、申立人が昭和48年4月14日に健康保険被保険者証を返納するとともに、健康保険継続療養証明書が同年4月20日に発行されたことを示す記載が見られる。

さらに、申立事業所に係る被保険者原票の健保番号111(昭和48年3月1日資格取得)から健保番号144(昭和53年11月1日資格取得)を確認しても、申立人の氏名等は見当たらず、欠番も無い。

加えて、申立事業所に係る当時の事業主は既に死亡している上、申立事業所においても、当時の人事記録、給与台帳等を保管しておらず、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から6年5月16日まで

私は、申立期間について、A社のタクシー部門に勤務していた。平成5年10月に標準報酬月額が32万円から20万円に引き下げられているが、実際の給料はもう少し多かったと記憶している。また、平成6年5月に資格喪失した後、さかのぼって標準報酬月額が20万円から22万円に訂正処理されていることも不自然である。よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の給料が引き下げられた記憶があるとしながらも、当時の標準報酬月額が22万円とされていることに納得できないと主張しているが、申立事業所の管理部門に在籍していた従業員から事情を聴取したところ、申立期間当時、タクシー運転手の給与は歩合比率が高く、売上げにより大幅な給与額の変動があったとしており、平成3年7月から5年11月までの間に資格取得した同僚16名の記録を見ても、標準報酬月額に係る等級が一度に5等級以上改定された者が申立人を含め4名（引上げ2名及び引下げ2名）確認できる。

また、申立人と同様に標準報酬月額が5等級引き下げられた同僚(1名)から事情を聴取しても、前記の管理部門担当者と同様の供述が得られた。

さらに、申立人は、申立期間当時、むち打ちの後遺症による体調不良や不景気の影響もあって、売上げが少なく、給与は低かったかもしれないと供述している。

加えて、申立事業所等を事業統合して設立されたB社では、申立人の申立期間当時の勤務形態、賃金等の分かる資料を既に廃棄しており、申立人自身も、申立期間当時の厚生年金保険料控除額が分かる資料（給与明細書等）を所持していない。

一方、社会保険庁のオンライン記録によると、申立てどおり、申立人の平成5年10月以降の標準報酬月額は、資格喪失後の平成6年6月27日に20万円から22万円に訂正処理されたことが確認できる。

しかし、B社から提出されたC健康保険組合に係る被保険者情報照会の「標準報酬月額改定歴」欄には、平成5年10月1日の算定基礎による標準報酬月額が22万円と記録されている上、修正された形跡も見られないことから、当該訂正処理は、社会保険事務所が資格喪失届を受理した際に、健康保険組合の記録と社会保険庁の記録の不一致を発見したことによるものと考えられ、申立事業所を管轄する社会保険事務局に照会しても、同様の説明があった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案199

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から同年10月まで
申立期間について、A社に勤務していた。1日8時間労働で一月に25日、正社員として働いていた。給与は月額3万円くらいだったと記憶している。確かに勤務していたので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時に申立事業所に勤務していた複数の従業員に確認したところ、申立人のことを記憶している従業員がいない上、当該事業所では、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等を保管していないことなど、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、申立期間当時の事務担当者によれば、当時、社員の入社時には見習い期間が設定されていたと供述するなど、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

さらに、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和41年4月14日資格取得の被保険者番号81番から43年5月1日資格取得の被保険者番号99番までの番号を確認したが、申立人の氏名等は見当たらず、欠番も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。